高山市

令和６年度

市民税・県民税申告の手引き

令和５年１月１日から令和５年12月31日までの所得について、申告書を提出してください。

提出期限は令和6年3月15日です。

提出期限を過ぎると、当初の納税通知書の送付（6月）に間に合わない場合があります。

1. 申告書を提出する必要がある方

- 令和6年１月１日現在、高山市にお住まいの方。ただし、次に該当する方は提出する必要はありません。

2. 申告書を提出する必要がない方

- 「令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出される（された）方
- 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が高山市に提出されている方（※）
- 公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）のみの方（※）

※「令和５年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」は提出せず、所得控除（医療費控除・生命保険料控除など）を追加される方は、高山市に市民税・県民税の申告書を提出してください。

3. 障害年金や遺族年金を受給している方

障害年金と遺族年金は、市民税・県民税が課税される所得とはなりません。障害年金と遺族年金以外に収入がなかった方は、次の「4. 令和５年中に所得がなかった方」を確認し、申告書を提出してください。

4. 令和5年中に所得がなかった方

令和6年度市民税・県民税（令和6年6月に税額が決定します）の金額は0円となりますが、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、社会保障制度の利用、所得や課税に関する証明書の発行などに必要となりますので、申告書に必要事項を記載し、提出してください。

5. 申告に必要なもの

- **市民税・県民税申告書**
- **番号確認書類：個人番号カード（裏面）、通知カード（氏名、住所などの記載事項が住民票と一致するもの）又は個人番号の記載がある住民票の写し**
- **本人確認書類：個人番号カード（表面）、運転免許証、パスポート、健康保険証、キャッシュカード、身体障害者手帳又は介護保険の保険証等**
  - ※ 郵送にて提出される方は、個人番号カード、通知カード又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類のコピーを添付してください。
- **令和５年中の収入金額や必要経費が分かるもの**
  - **給与所得、公的年金等の所得 …… 源泉徴収票**
  - **営業等所得、農業所得、不動産所得 …… 帳簿など収入金額や必要経費がわかる書類及びこれらに基づいて作成した収支内訳書**
  - ※ 郵送にて提出される方は、申告書裏面の必要事項に漏れなく記載していただくか、収支内訳書を作成して添付してください。帳簿など、収入金額や必要経費がわかる書類の提出は不要です。
  - **その他の所得 …… 収入金額や必要経費がわかる書類**
- **所得控除や税額控除に必要な証明書や領収書（令和５年中に支払った分）**
  - **医療費控除……医療費控除の明細書（領収書の提出は不要です。自宅で５年間保管してください。）**
  - ※ セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、健康の保持増進等の一定の取組みが確認できる資料
  - **社会保険料控除…国民健康保険料などの納付済額通知書、国民年金保険料の控除証明書など**
  - **生命保険料控除、地震保険料控除…保険会社などの控除証明書**
  - **障害者控除……障がいの種別や等級（程度）がわかる手帳、障害者控除対象者認定書のコピー**
  - **寄附金税額控除…寄附先の団体から交付された寄附金の受領証など**
  - ※ 郵送にて提出される方は、証明書などは申告書に直接貼り付けず、専用台紙又はご自身で用意された台紙に貼り付け、申告書に添付してください。

6. 提出先及び問い合わせ先

〒506-8555　高山市花岡町２丁目１８番地

高山市役所　税務課　市民税係

電話　０５７７－３５－３６２６（直通）

申告相談を利用される場合

高山市が開催する申告相談会場にご来場ください。
申告相談の日時、会場などは「広報たかやま２月号」にてお知らせします。

記入例

所得のなかった方…この申告書は国民健康保険料申告書を兼ねています。所得のなかった方も、1から10までの該当欄を記入のうえ、提出期限までに提出してください。

1．下記の者に扶養されている
住所 高山市○○町111番地
氏名 ○○ ○○ 続柄 父

2．病気療養中である
令和4年 10月 ～令和5年 12月
病名（ 統合失調症 ）

3．遺族・障害年金で生活している
種類 遺族年金・障害年金
年額 1,230,000 円

4．雇用保険で生活している
令和5年 7月 1日から
受給月額 60,000 円

5．下記の学校の学生又は生徒である
ア．高校 イ．大学 ウ．専門学校
学校名 ○○大学

6．生活保護法による扶助を受けている
令和4年 2月 1日から

7．1月1日は市外に住んでいた
住所 ○○市○○ 21-3

8．勤務先から給与支払報告書を提出済
勤務先名 株式会社○○

9．確定申告をした
2月22日 高山 税務署へ

10．その他
貯金・仕送り等、どのような収入で生活されているのかを具体的に記入してください
子、○○からの仕送り

日雇、不特定の事業主に従事している人、内職等をしている人は記入してください。

勤務事業所名	○○有限会社
勤務先住所	高山市○○町123
仕事の内容	事務（パート）

月	日数	収入金額	月	日数	収入金額
1	20	80,000円	7	23	89,600円
2	21	83,200	8	22	86,400
3	22	86,400	9	21	83,200
4	21	83,200	10	23	89,600
5	22	86,400	11	20	80,000
6	23	89,600	12	18	73,600
賞与			合計		1,011,200

営業・農業・その他の事業の人は記入してください。

収入金額	年間売上額	170,000円
	家事消費等	
	雑収入	30,000
	計	Ⓐ 200,000
売上原価	仕入金額	㋐ 50,000
	年初たな卸高	㋑ 10,000
	年末たな卸高	㋒ 20,000
	㋐＋㋑－㋒	㋓ 40,000

営業・農業・その他の事業の人は必要経費について記入してください。

㋔ 宅地店舗等が借地・借家の場合に記入してください。

支払先の住所	氏名	土地・家屋の別	支払金額	事業使用割合
			円	%

㋕ 使用人のある方は支払明細を記入してください。

使用人の住所	氏名	支払金額
		円

㋖ 店舗、機械器具等減価償却の対象になる資産を記入してください。

種類・構造	取得年月日	取得価格	残存価格	償却基礎金額	耐用年数
	・・	円	円	円	年
	・・				

償却方法	償却額	事業専用割合	事業用償却額
定額法	円	%	円
定額法			

○別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	区分
○○ ○○	○○市△△町2丁目12-3	

配当所得のある方は記入してください。

配当先	配当所得の収入金額	所得税額	住民税額
(株)○○銀行	20,000円	3,063円	1,000円

不動産所得のある方は記入してください。

土地・家屋の別	賃借人名	不動産の所在地	年間収入額
土地	○○ ○○	○○町123	100,000円

※必要経費は、領収書等、支出の証明となる書類を基に記入してください。

必要経費	売上原価	㋓ 40,000円
	租税公課	10,000
	荷造運賃	30,000
	水道光熱費	30,000
	旅費交通費	
	通信費	
	広告宣伝費	
	接待交際費	
	損害保険料	
	修繕費	
	消耗品費	30,000
	地代家賃	㋔
	給料賃金	㋕
	減価償却費	㋖
	支払利息	
必要経費計		Ⓑ 140,000
差引 Ⓐ－Ⓑ		Ⓒ 60,000
表の専従者控除(給与)額		Ⓓ
差引所得金額 Ⓒ－Ⓓ		60,000

証明書類などの提出…申告書の提出には、収支内訳書（事業所得などのあった方）、源泉徴収票、所得控除（所得から差し引かれる金額）の証明書類などと一緒に提出してください。なお、この申告書には直接貼り付けないでください。

○ 所得金額調整控除に関する事項
給与収入が850万円を超えている方…23歳未満の子ども、又は特別障害者である扶養親族を有する場合は必要事項を記入してください。

氏名		続柄		生年月日	大・昭 平・令 ・ ・	身体・知的・精神	級
個人番号			別居の場合の住所				

日雇の方、不特定の事業主に従事している方及び内職等をしている方が記載する欄

仕事の内容、働いた日数とその収入金額を月別に記載してください。内職の方は、委託元を事業所の欄に記載してください（源泉徴収票、支払者及び支払額がわかるものなどを添付してください）。

不動産所得を有する方が記載する欄

不動産の種類及び年間の収入金額などを明確に記載してください。

営業・農業・その他の事業の所得を有する方が記載する欄

租税公課…令和5年中の事業用資産にかかる固定資産税、自動車税、事業税など。
荷造運賃…商品取引の際の荷造りに要した包装材料費や運送費用など。
水道光熱費…事業用として使用した水道代、電気代、ガス代、灯油代など。
旅費交通費…販売、集金などのためにかかった電車賃、車代など。
通信費…事業用として使用した電話料、郵送料など。
広告宣伝費…新聞広告、チラシ、カレンダーなどの広告宣伝費用。
接待交際費…得意先などを接待した場合に使った飲食費など。
損害保険料…事業所、店舗などの事業用資産にかかる火災保険料など。
修繕費…事業用の建物、機械器具などの修繕費。
消耗品費…包装紙、ひも、文房具などの事務用品、ガソリンなど。
減価償却費…使用期間１年以上で取得価額10万円以上の資産について、その耐用年数に応じた償却額。
定額法の場合、次のように計算します。
取得価額×償却率＝償却額（平成19年4月1日以降に取得の場合）
給料賃金…事業に従事している使用人に対する給料、賃金、手当など。
地代家賃…事業用店舗、事業所などを借りている場合の賃借料（店舗兼住宅の場合などは使用面積等であん分し、事業用部分のみの賃借料とする）。
支払利子…事業用資金の借入れに伴う支払利子。利子分のみで元金は必要経費になりません。

※上記のほか、事業収益を上げるために必要と認められるものが必要経費となりますが、家事上の費用、所得税、相続税、市・県民税など事業収益を上げるために必要と認められないものは必要経費とはなりません。

市・県民税の税額の出し方

所得金額 － 所得控除額 ＝ 課税標準額

課税標準額 × 市民税の税率（6%） ＝ 市民税の算出所得割額（税額控除後） ＋ 市民税の均等割額（3,000円）

課税標準額 × 県民税の税率（4%） ＝ 県民税の算出所得割額（税額控除後） ＋ 県民税の均等割額（2,000円）

→ 年税額

※ 県民税均等割額 2,000円：清流の国ぎふ森林・環境税1,000円を含みます。
※ 防災のための施策に必要な財源として負担いただいていた復興特別住民税（市民税県民税各500円）は、令和5年度で終了しました。
※ 令和6年度より上記均等割額と併せて、別途、森林環境税1,000円（年額）が課税されます。
森林環境税は国税であり、清流の国ぎふ森林・環境税（県民税）とは別の税金です。

◎非課税となる基準

均等割と所得割の両方が非課税となる方
- ◇ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ◇ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で合計所得金額が135万円以下の方
（障害者控除、寡婦控除又はひとり親控除の適用状況により判定しますので、該当する方は所得控除を適用してください。）
- ◇ 合計所得金額が次の金額以下の場合には均等割は課税されず非課税となります。
  - 扶養家族（同一生計配偶者又は扶養親族）がいない場合 … 38万円
  - 扶養家族がいる場合 … 28万円 ×（扶養家族の人数＋1）＋ 16万8千円 ＋ 10万円

所得割のみが非課税となる方
- ◇ 総所得金額等が次の金額以下の場合には所得割は課税されず均等割のみが課税されます。
  - 扶養家族がいない場合 … 45万円
  - 扶養家族がいる場合 …… 35万円 ×（扶養家族の人数＋1）＋ 32万円 ＋ 10万円

所得金額調整控除の適用を受ける方が記載する欄

子育て世帯等、また、給与及び年金の両方の所得を有する方について、税制改正に伴う給与所得及び公的年金等控除額の減額により、負担を生じさせないための控除です。以下の(1)又は(2)に該当する場合に、適用されます。(1)に該当する場合のみ、記載してください。

(1) 給与などの収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する方（この控除は、扶養控除と異なり、税制上の扶養控除を適用していなくても扶養親族に該当する方がいれば、適用できます。）
- ア． 23歳未満の扶養親族を有する
- イ． 本人が特別障害者に該当する
- ウ． 特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する

{給与収入金額（限度額：1,000万円）－850万円}×10%
上記により算出された額を給与所得より控除します。

(2) 給与所得及び年金所得の両方を有する方で、給与及び公的年金等の所得の合計額が10万円を超える方
給与所得（限度額：10万円）＋公的年金等に係る雑所得（限度額：10万円）－10万円
上記により算出された額を給与所得より控除します。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄

⑬～⑯又は㉕㉗の所得控除を申告される方は、証明書を提出してください。

控除	内容
⑬ 社会保険料 ⑭ 小規模企業共済等掛金	⑬本人又は生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険料、国民年金掛金など）を支払った場合、その支払った金額が所得から控除されます。 ⑭小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金などを支払った場合、その掛金の合計額が所得から控除されます。
⑮ 生命保険料	本人又は生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約及び介護医療保険契約について保険料を支払った場合、次に掲げる金額が所得から控除されます。 新生命保険料の金額の合計額 …… A　　新個人年金保険料の金額の合計額 …… D 旧生命保険料の金額の合計額 …… B　　旧個人年金保険料の金額の合計額 …… E 介護医療保険料の金額の合計額 …… C

Aの金額を下の**計算式Ⅰ**に当てはめて計算した金額	①（最高28,000円）	計 ①＋②	③（最高28,000円）
Bの金額を下の**計算式Ⅱ**に当てはめて計算した金額	②（最高35,000円）	②と③の大きい方	㋑
Cの金額を下の**計算式Ⅰ**に当てはめて計算した金額	㋺（最高28,000円）		
Dの金額を下の**計算式Ⅰ**に当てはめて計算した金額	④（最高28,000円）	計 ④＋⑤	⑥（最高28,000円）
Eの金額を下の**計算式Ⅱ**に当てはめて計算した金額	⑤（最高35,000円）	⑤と⑥の大きい方	㋩
生命保険料控除額	㋑＋㋺＋㋩（最高70,000円）		

計算式Ⅰ　A・C・D（新保険料等）用		計算式Ⅱ　B・E（旧保険料等）用	
A、CまたはDの金額	控除額の計算式	BまたはEの金額	控除額の計算式
12,000円以下	A、CまたはDの全額	15,000円以下	BまたはEの全額
12,001円から32,000円まで	A、CまたはD×1/2+6,000円	15,001円から40,000円まで	BまたはE×1/2+7,500円
32,001円から56,000円まで	A、CまたはD×1/4+14,000円	40,001円から70,000円まで	BまたはE×1/4+17,500円
56,001円以上	28,000円（限度額）	70,001円以上	35,000円（限度額）

⑯ 地震保険料	本人又は生計を一にする親族が所有する家屋又は生活用の家具等について、地震等損害により受けた損失を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に基づいて保険料を支払った場合、次の金額が所得から控除されます。 なお、同一契約で旧長期損害保険料と地震保険料の両方がある場合、どちらか一方で計算します。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
②地震保険料だけの場合		支払った保険料の半額（限度額　25,000円）
③上記両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（限度額　25,000円）

㉖ 雑損	本人又は生計を一にする親族の有する資産（事業用資産は除く）について災害、盗難、横領による損失が生じた場合には、その合計額が所得から控除されます。この場合の控除額は次のうち、いずれか多い方の金額となります。 ①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の合計額×1/10 ②（災害関連支出の金額－保険金等による補てん額）－５万円
㉗ 医療費	● 本人又は生計を一にする親族の医療費を支払った場合には、次の算式で計算した金額が所得から控除されます（限度200万円）。 支払った医療費の額－保険金等による補てん額－（総所得金額等の５%又は10万円のいずれか少ない金額） ● 健康の保持増進等の一定の取組みを行っている方が、本人又は生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品を購入した場合には次の算式で計算した金額が所得から控除されます（限度8万8千円／セルフメディケーション税制）。 購入したスイッチOTC医薬品の額－保険金等による補てん額－１万２千円 セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。また、申告書の記載は医療費控除区分欄に「1」を記載します。

控除	該当される方	控除額
⑰ 寡婦	次のいずれかに該当する方で、「ひとり親控除」に該当しない方。 (1) 夫と離別し、合計所得金額が500万円以下であり、扶養親族を有し、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 (2) 夫と死別又は夫の生死が明らかでなく、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	260,000円
⑱ ひとり親	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（16歳未満を含む）を有し、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	300,000円
⑲ 勤労学生	学生等で合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の各種所得の合計額が10万円以下の人	260,000円
⑳ 特別障害者 （本人又は扶養される人） ※16歳未満の扶養親族を含む	令和５年12月31日（年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている人 ● 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている人 ● 療育手帳の交付を受けている人で障害の程度がA・A1・A2の人 ● 常に病床に身を置き、複雑な介護を受けなければならない人　など	（同居の場合 530,000円） 300,000円
その他障害者 （本人又は扶養される人） ※16歳未満の扶養親族を含む	令和５年12月31日（年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ● 療育手帳の交付を受けている人（A・A1・A2の人は除く） ● 65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人	260,000円

記入例

令和6年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険料(税)申告書

高山市長 あて

提出年月日 令和 6．2．27

整理番号	
個人番号	1234 5678 9012

住所 高山市花岡町２丁目18番地

氏名 高山　一郎

職業 ○○屋

屋号又は勤務先

電話 32 - 3333

世帯主との続柄

生年月日 大・昭・平・令 ○○ ○○ ○○

B家屋敷

送付不要

申告受付	入力	

◎この申告書の提出期限は令和六年三月十五日です。

申告者及び扶養親族等の個人番号をご記入ください（申告者のみ番号確認書類及び身元確認書類の提示又は写しの添付が必要です）。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険	100,000 円
合計	円

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計	旧生命保険料の計
円	100,000 円
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
80,000 円	円
介護医療保険料の計	
50,000 円	

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
30,000 円	20,000 円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除　⑱ ひとり親控除 □

⑰ □寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還

⑲ □勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除　氏名 ○○ ○○　個人番号 1111 1111 1111　本人 特別・普通　知的・精神 3級

氏名　個人番号　身体・知的・精神　級

㉑㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者　氏名 ○○ ○○　生年月日 大・昭・平・令 ○・○・○　個人番号 9876 5432 1098　配偶者の合計所得金額 230.000 円　同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。） □

㉓ 扶養控除

氏名	個人番号	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
○○ ○○	1111 1111 1111	大 昭 令 18・12・3	☑同居 □別居	子	33 万円
○○ ○○	2222 2222 2222	大 昭 令 13・6・24	☑同居 □別居	子	45 万円
		大 昭 平 令 ・・	□同居 □別居		万円
		大 昭 平 令 ・・	□同居 □別居		万円
○○ ○○	3333 3333 3333	大 昭 平 令 21・8・2	□同居 □別居	子	
		平 令 ・・	□同居 □別居		
		平 令 ・・	□同居 □別居		

（16歳未満の扶養親族 控除対象外）

扶養控除額の合計 78 万円

㉕ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	・ ・	
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

㉗ 医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
80,000 円	0 円

5 分離課税所得

	種目	収入金額	必要経費
譲渡	短期	円	円
	長期	特別控除額又は繰越損失	所得金額
	株式等 ・	円	円

1 収入金額等	⑦ 事業等	200,000
	㋑ 農業	
	㋒ 不動産	100,000
	㋓ 利子	
	㋔ 配当	20,000
	㋕ 給与 区分 1	1,011,200
	㋖ 公的年金等	2,400,000
	㋗ 雑 業務	
	㋘ 雑 その他	
	㋙ 総合譲渡 短期	
	㋚ 総合譲渡 長期	
	㋛ 一時	
2 所得金額	① 事業等	60,000
	② 農業	
	③ 不動産	100,000
	④ 利子	
	⑤ 配当	20,000
	⑥ 給与	361,200
	⑦ 公的年金等	1,300,000
	⑧ 雑 業務	
	⑨ 雑 その他	
	⑩ 合計(⑦+⑧+⑨)	
	⑪ 総合譲渡・一時	
	⑫ 合計	1,841,200
4 所得から差し引かれる金額	⑬ 社会保険料控除	100,000
	⑭ 小規模企業共済等掛金控除	
	⑮ 生命保険料控除	70,000
	⑯ 地震保険料控除	25,000
	⑰⑱ 寡婦、ひとり親控除	
	⑲⑳ 勤労学生、障害者控除	260,000
	㉑㉒ 配偶者（特別）控除	330,000
	㉓ 扶養控除	780,000
	㉔ 基礎控除	430,000
	㉕ ⑬から㉔までの計	1,995,000
	㉖ 雑損控除	
	㉗ 医療費控除 区分 1	68,000
	㉘ 合計(㉕+㉖+㉗)	2,063,000

収入がなかった方は0と記入し、裏面上部の1～10の該当欄を記入してください。

6 寄附金に関する事項

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

都道府県・市区町村分（特例控除対象）		30,000 円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	岐阜県	20,000
	高山市	20,000

（「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」、「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）」の各欄には、当該団体へ寄付した金額を記入してください。「条例指定分」の「岐阜県」、「高山市」の各欄には、条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。）

事業専従者

氏名（フリガナ）	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	事業専従者控除額
		配偶者 その他（ ）	大 昭 平 令 ・・	ヶ月	円
		配偶者 その他（ ）	大 昭 平 令 ・・	ヶ月	円

＊給与・公的年金等に係る所得以外（令和６年４月１日において65歳未満の人は給与所得以外）の所得にかかる市・県民税の納税方法

1 特別徴収（給与から差引き）
2 普通徴収（自分で納付）

寄附金に関する事項

(1) 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）の合計金額
(2) 住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金（これらの法人、団体に対する寄附金でも、総務大臣の承認を受けたものなど、一部の寄附金に限られます。証明書を確認してください。）
(3) 岐阜県や高山市が条例で指定した寄附金（これに該当するかご不明のときは、証明書をご用意のうえ、高山市税務課までお問い合わせください）。
(注意) ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出した方が、市民税・県民税申告を行う場合は申請書を提出した地方公共団体への寄附金も合わせて申告してください。

個人番号：申告者の個人番号を記載してください。

「1 収入金額等」、「2 所得金額」の欄

①②③の所得がある方は、裏面を記載するか、『収支内訳書』などを作成してください。
その他の所得がある方は、証明書を提出してください。

所得	内容
① 営業・その他の事業	製造業、卸売業、小売業、サービス業、私塾の経営、彫刻家、保険外交員など、農業以外の事業から生ずる所得
② 農業	米、野菜などの栽培又は酪農、採卵などから生ずる所得
③ 不動産	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利から生ずる所得

申告書裏面に収入金額、必要経費を記入するか、『収支内訳書』又は『青色申告決算書』を作成し、所得金額を計算します。収入金額や必要経費は帳簿をもとに記載します。

- 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を適用し、税務署に申告書を提出されなかった方は、高山市役所に市民税・県民税の申告書を必ず提出してください。
- 帳簿の作成については、税務署や国税庁のホームページで配布している『帳簿の記載のしかた』などを参照してください。

④ 利子	公社債と預貯金の利子、信託の収益の分配による所得。通常は申告不要です。
⑤ 配当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などによる所得。裏面も記載してください。
⑥ 給与	給料、賃金、歳費、俸給など 給与収入額から給与所得への計算（注：Aは給与の収入金額を表します）（単位：円） 1～ 550,999＝ 0　1,628,000～ 1,799,999… A/4（千円未満切捨て）×2.4＋100,000円 551,000～ 1,618,999… A－0550,000　1,800,000～ 3,599,999… A/4（同上）× 2.8－ 80,000円 1,619,000～ 1,619,999＝ 1,069,000　3,600,000～ 6,599,999… A/4（同上）× 3.2－440,000円 1,620,000～ 1,621,999＝ 1,070,000　6,600,000～ 8,499,999… A × 0.9－1,100,000円 1,622,000～ 1,623,999＝ 1,072,000　8,500,000～ …… A －1,950,000円 1,624,000～ 1,627,999＝ 1,074,000
⑩ 雑	他の所得に該当しない所得及び公的年金（遺族年金、障害年金等は除く）所得

受給者が65歳以上の時	公的年金の収入額A	所得金額
	330万円以下	A－110万円
	330万円超～410万円以下	A×75%－27万5千円
	410万円超～770万円以下	A×85%－68万5千円
	770万円超～1,000万円以下	A×95%－145万5千円
	1,000万円超	A－195万5千円

受給者が65歳未満の時	公的年金の収入額A	所得金額
	130万円以下	A－60万円
	130万円超～410万円以下	A×75%－ 27万5千円
	410万円超～770万円以下	A×85%－ 68万5千円
	770万円超～1,000万円以下	A×95%－145万5千円
	1,000万円超	A－195万5千円

※ 上記の表は、公的年金などの収入に係る雑所得を除いた他の所得の合計所得金額が1,000万円以下の場合の計算式です。

⑪ 総合譲渡	土地、建物以外の資産の譲渡による所得
一時	保険の満期返戻金、けん賞、福引の当選賞金など一時的性質をもっている所得

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄

配偶者や扶養親族と別居している場合は裏面も記載してください。

控除	該当される方	控除額
㉑ 配偶者 ㉒ 配偶者特別	生計を一にする配偶者の所得により、次の表に照らし該当する額が所得から控除されます。 ● 配偶者の合計所得金額は漏れなく記載してください。 ● 配偶者（特別）控除対象者の個人番号を記載してください。	

配偶者の合計所得金額		申告者本人の合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
0～48万円以下	70歳以上	380,000	260,000	130,000	控除額なし※
	上記以外	330,000	220,000	110,000	控除額なし※
48万円超100万円以下		330,000	220,000	110,000	
100万円超105万円以下		310,000	210,000	110,000	
105万円超110万円以下		260,000	180,000	90,000	
110万円超115万円以下		210,000	140,000	70,000	
115万円超120万円以下		160,000	110,000	60,000	
120万円超125万円以下		110,000	80,000	40,000	
125万円超130万円以下		60,000	40,000	20,000	
130万円超133万円以下		30,000	20,000	10,000	

㉑配偶者控除欄に控除額を記載
㉒配偶者特別控除欄に控除額を記載

※ こちらに該当する場合は、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に☑チェックを記載してください。

㉓ 扶養	次のそれぞれに該当し16歳以上（平成20年1月1日以前生まれ）で、かつ合計所得金額が48万円以下である人を扶養する場合 (1) 19歳以上23歳未満の人（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人） (2) 70歳以上（昭和29年１月１日以前生まれ）の人 (3) 70歳以上の人のうち、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人 (4) 上記以外の人 ● 扶養控除対象者の個人番号を記載してください。	(1)450,000円 (2)380,000円 (3)450,000円 (4)330,000円
16歳未満の扶養親族	16歳未満（平成20年１月２日以後生まれ）で、かつ合計所得金額が48万円以下である人を扶養する場合 ● 16歳未満の扶養対象者の個人番号を記載してください。　＊給与・公的年金等に係る所得以外（令和６年４月１日において65歳未満の人は給与所得以外）の所得 ※ 16歳未満の扶養親族の控除はありませんが、非課税判定や寡婦控除、保育料などの算定に影響しますので必ず記載してください。	0円
㉔ 基礎	納税義務者について前年の所得金額に応じて所得から控除されます。 ※ 前年の所得金額が2,400万円以下の方の場合	430,000円
事業専従者	生計を一にする15歳以上の親族で、かつ、その年を通じて６か月を超える期間専ら事業に従事する親族を有する場合、次の区分に応じ、それぞれ限度額までの金額が所得から控除されます。 (1)事業専従者が配偶者である場合の限度額 (2)事業専従者が配偶者以外である場合の限度額 ● 事業専従者の個人番号を記載してください。 ※ 事業所得を専従者の数に１を加えた数で割った金額を超えて専従者控除を適用することはできません。 ※ 事業専従者となった場合、配偶者（特別）控除、扶養控除は受けられません。	(1)860,000円 (2)500,000円